**○農林水産省告示第二千三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村春日七の一、二九八の二から二九八の五まで、二九九の一から二九九の三まで、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇三、三〇四、三〇六、三〇七の一、三〇七の二、三〇八の一、三〇八の六、三〇八の七、三〇八の一〇から三〇八の一二まで、三〇八の一五から三〇八の一八まで、三〇九の一、三〇九の二、三一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下水内郡栄村大字堺字名ノ平一六六三一のイ（次の図に示す部分に限る。）、一六六三一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字奥山田字山田入三六八一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田入三六八一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村大沢新田字トカワ四三〇から四三二まで、四三三のイ、五四〇から五四二まで、字戸川四三三のロ、四三三のハ、四三三のニ、五三二の三、五三二の五、字クロ沢五三二のロ、五三二の一、五四四、五四五のイ、五四五のロ、五四五の一、五四五の二、東条字大沢山三〇七四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字右別當八四四の一・八四四の三・八四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字三ツ石一五四一の一、字宮ノ坂二〇七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県橋本市山田字右別當八四四の一から八四四の三まで、八四五、字三ツ石一五四一の一・谷奥深字宮ノ坂二〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字右別當八四四の一・八四四の三・八四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字三ツ石一五四一の一、字宮ノ坂二〇七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字宮本字岩根木四〇〇の一、四〇二の一、四一六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩根木四〇〇の一・四〇二の一・四一六の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字上筒香字シライシ三七四の三九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字シライシ三七四の三九（次の図に示す部分に限る。）